

西川事務所 開業 1 周年 とは無関係ですが・・・、

がんばる中小企業のために

(財)岡山県産業振興財団

岡山県中小企業支援センター

URL <http://www.optic.or.jp/zaidan/s-center/>

助言・診断の経費が **1 / 3** に

専門家派遣事業

中小企業の方々が経営革新・創業などを進めるうえでのさまざまな問題解決のために、支援センターの審査を受け、登録している民間の専門家(中小企業診断士、技術士、公認会計士、税理士、社会保険労務士など)が診断・助言を行い、企業のさらなる発展を支援するとともに、その診断・助言に必要な経費の3分の2を支援センターから負担してもらえます。

診断・助言の具体例

- 中小企業診断士による経営・設備投資計画の建て直し
- 技術士による製品生産機器の品質向上計画
- 情報処理技術者による事務処理の電子化
- 社会保険労務士による就業規則や賃金・退職金制度の適正化

社会保険労務士 西川浩二は
支援センターの審査・登録が
完了!!

留意事項

- ◆ 専門家の派遣は一案件につき通算 10 回が限度
- ◆ 派遣の最小単位は 0.5 回 (= 3 時間)
- ◆ 1 回の経費の最高額は 4 万 2 千円 (つまり、1 回の支援センター負担限度は 2 万 8 千円)
- ◆ 書類・機器の作成や建物建造などの実務は診断・助言から除かれる

より詳細は、岡山県産業振興財団 経営支援部 (TEL 086-286-9626、e-Mail sinfo@optic.or.jp)
または、西川事務所 (TEL 0866-22-7568、e-Mail nishikawa@stop-click.com) まで。

今すぐ使えるフリーソフト



クセロ PDF Version 1.12

http://xelo.jp/xelopdf/download/index_f.html

PDF 生成プリンタドライバです。Word や Excel などのソフトでの印刷時に、プリンタとして“クセロ PDF”を選択しフォルダを指定すると、そのフォルダに PDF ファイルが出来上がります (印刷はされません)。暗号化やセキュリティの設定など、PDF 作成の基本的な機能は備えています。

カルトクイズ 年 & 金

問題です。(解答・解説はウラ面)

保険料の納付

国民年金の保険料は、原則として 歳まで納めなくてはならない。

日本国籍を有する者であって に住所を有しない 20 歳以上 65 歳未満の者は、国民年金の保険料を支払わなくてもよい。ただし、 することにより、支払うことも可能。

納付し忘れた国民年金の保険料をさかのぼって納めることができるのは、今現在より 前の納付分までである。

費用の負担

公的年金給付に必要な費用を若くて健康な世代から徴収し、老齢・障害・働き手の死亡により収入が少なくなった (または収入がなくなった) 世代や世帯に年金を給付する仕組みを という。



社会保険労務士 西川事務所

.com Master 2004 (インターネット検定)取得

社会保険労務士 西川 浩二

〒716-0033 岡山県高梁市南町 183
TEL 0866-22-7568 FAX 0866-22-8184
URL <http://stop-click.com/>
e-Mail nishikawa@stop-click.com

雇用保険の基本手当（失業手当）の給付日数

65歳未満で、一週間の勤務時間が20時間以上の従業員さんが6ヶ月（一週間の勤務時間が30時間未満の場合は12ヶ月）以上勤務した後に離職すると、いわゆる失業手当（雇用保険の基本手当）を受け取ることが可能となります。その手当を何日分受け取ることができるかを給付日数といい、次のように分類されます。

(1) (2), (3)以外の方

算定基礎期間	1年未満	1年以上	5年以上	10年以上	20年以上
給付日数	90日			120日	180日

(2) 障害などにより就職が困難な方

年齢	1年未満	1年以上	5年以上	10年以上	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上		360日			

(3) 倒産、解雇などにより離職を余儀なくされた方

年齢	1年未満	1年以上	5年以上	10年以上	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	
30歳以上			180日	210日	240日
35歳以上			180日	240日	270日
45歳以上		180日	240日	270日	330日
60歳以上		150日	180日	210日	240日

また、算定基礎期間とは、

離職の日まで引き続いて雇用保険の被保険者（雇用保険料を支払っている）として会社に勤めた期間
複数の会社に雇用保険の被保険者として勤めていた場合は、その期間を通算した期間

であり、 の場合は次の要件が問われます。

ア：以前に基本手当を1日分でも受給したことがある場合は、それ以前の期間は**通算しない**。

イ：以前に基本手当を受給したことがなくても、

1 会社勤めをしていない期間 2 会社勤めをしていても雇用保険の被保険者ではない期間
のいずれかが**1年以上ある場合は、それ以前の期間は通算しない**。

のケース（一週間の勤務時間が30時間以上 以下同じ）

A社	B社
4年	6年

算定基礎期間 10年	通算される
---------------	-------

A社	基本手当受給せず	B社
4年	5か月	6年

算定基礎期間 10年	通算される
---------------	-------

の ア のケース

A社	基本手当受給	B社
4年	5か月	6年

算定基礎期間 6年	A社勤務による 90日分は受給済扱
--------------	----------------------

の イ の 1 のケース

A社	基本手当受給せず	B社
4年	14か月	6年

算定基礎期間 6年	A社退社による基本手 当90日分は権利消滅
--------------	--------------------------

の イ の 2 ののケース

A社	アルバイト	B社
4年	14か月	6年

算定基礎期間 6年	A社退社による基本手 当90日分は権利消滅
--------------	--------------------------

なお、次回の内容は アスベストとは何だろう です。